

定額減税しきれないと見込まれる方への 給付金(調整給付金)について

令和6年分の所得税および、令和6年度分の個人住民税において定額減税が実施されています。その際、減税しきれないと見込まれる方に対し、その差額分を調整給付金として支給します。

調整給付金の支給対象となる納税義務者の方には、8月上旬に町から確認書を送付しています。

○調整給付金の支給対象者

以下、すべてに該当する方が対象になります。

- ・令和6年度の個人住民税が南部町から課税されている方
- ・令和6年分の所得税および令和6年度の個人住民税所得割のどちらか、もしくは両方が課税されている方
- ・定額減税可能額が令和6年分推計所得税額(※)または、令和6年度個人住民税所得割額を上回る(定額減税しきれない)方

ただし、「納税義務者本人の合計所得金額が1,805万円を超える方」、「所得税が非課税で、令和6年度の住民税が非課税もしくは、均等割のみ課税の方」は対象外です。

(※)「令和6年分推計所得税額」は、令和6年度分の個人住民税課税情報を活用し、国が示す推計式にて算出したものです。

○調整給付金の算出方法

①所得税分控除不足額

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{所得税分定額減税可能額 3 万円} \\ \times \\ \text{(本人 + 同一生計配偶者 + 扶養親族)の} \\ \text{合計人数} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{令和 6 年分} \\ \text{推計所得税額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{①所得税分控除不足額} \\ \hline \end{array}$$

②個人住民税分控除不足額

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{個人住民税分定額減税可能額 1 万円} \\ \times \\ \text{(本人 + 同一生計配偶者 + 扶養親族)の} \\ \text{合計人数} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{令和 6 年度分} \\ \text{個人住民税所得割額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{②個人住民税分控除不足額} \\ \hline \end{array}$$

◆「調整給付額」

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{①所得税分控除不足額} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{②個人住民税分控除不足額} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{調整給付額} \\ \text{(1 万円単位で切り上げて算出)} \\ \hline \end{array}$$

※税の更正等により令和6年度住民税所得割額に変更が生じ、調整給付額に不足が生じた場合、令和6年中には調整を行いません。令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのち、当初給付額に不足があること等が判明した場合には、令和7年中に追加で給付する予定です。なお、詳細については現在、国で協議中です。

◆お問合せ

南部町役場 税務課 ☎ 6 6 - 3 4 0 4